

平成27年度
国民年金保険料
免除・若年者
納付猶予申請を
7月から受付

経済的な理由で保険料を納付することが困難な方は申請により保険料の納付が免除・猶予となる制度です。なお、申請月から2年1か月前までさかのぼって申請できます。

〈保険料免除制度〉

本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定基準額以下の場合、申請をして承認されれば保険料の納付が全額または一部免除される制度です。

免除が承認された期間は支給資格期間に算入されます。なお、一部免除された方は、残りの保険料を納付しないと免除が無効となり、将来の老齢基礎年金の額に反映されませんので、ご注意ください。

〈若年者納付猶予制度〉

30歳未満（学生を除く）の方を対象に、世帯主の所得にかかわらず、本人・配偶者の所得が一定基準額以下の場合、申請して承認されれば保険料の納付が猶予されます。対象期間 7月～平成28年6月および申請月の2年1か月前の分まで

必要書類等 ▽年金手帳 ▽印鑑 ▽失業などによる場合は、離職票・雇用保険受給資格者証等

※平成26年度に、全額免除または若年者納付猶予制度が承認され（失業等を事由とする特例承認を除く）、翌年度以降も継続申請の申し出をしている方は、平成27年度の申請は必要ありません。

問合先 立川年金事務所 ☎042-523-0352、市保険年金課国民年金係 ☎042-387-9844

※すでに提出されている資産等報告書等は、7月1日以前でも閲覧できます。問合先 総務課情報公開係 ☎042-387-9926

追加場所 市役所第二庁舎、保健センター 問合先 ごみ対策課清掃係 ☎042-387-9885

市では、「政治倫理の確立のための小金井市長の資産等の公開に関する条例」を施行しています。

条例の規定により、市長の資産等補充報告書、所得等報告書および関連会社等報告書が提出されました。

これらの報告書は、どなたでも申請のうえ閲覧することができます。

このたび、拠点回収場所を2か所追加しましたので、ぜひ、ご利用ください。

問合先 環境政策課緑と公園係 ☎042-387-9860



賃貸物件退去時のトラブル未然防止は入居時の確認から！

建物賃貸借契約で多く寄せられる相談は、退去時の原状回復と敷金の精算に関するものです。

事例

賃貸アパートを退去するにあたり、不動産業者が立ち合って室内を点検した。不動産業者は、床と壁の傷、台所の油污れを指摘し、床の傷は自分がつけていないことを主張したが、壁の傷の修理代と清掃代が敷金から差し引かれて残金が返金された。敷金は全額戻らないのか。

アドバイス

▽ 賃借人には「原状に回復して」賃貸物件を明け渡す義務があります。

市役所第二庁舎6階 問合先 総務課情報公開係 ☎042-387-9926

市は下井天子供広場を約40年間無償で借用し、広場として開放してきました。

昨年7月から、感熱紙や紙コップなどの、難再生古紙の拠点回収を、市内9か所で行っています。

このたび、回収場を2か所追加しましたので、ぜひ、ご利用ください。

このたび、拠点回収場所を2か所追加しましたので、ぜひ、ご利用ください。

問合先 環境政策課緑と公園係 ☎042-387-9860

渡す原状回復義務があります。原状回復義務とは、契約時の状態に回復して明け渡すことではありません。賃借人の故意・過失による傷、変色などを回復する義務のことです。

▽ 退去時のトラブルを未然に防ぐために、契約時には賃借人に不利な特約の有無、費用などを確認しましょう。入居時には、賃借人、管理業者などとの傷や汚れの状況を確認し、「入退去時の物件状況及び原状回復確認リスト」を作成しておくこと安心です。

敷金は、家賃の未払いや、賃借人の故意・過失による賃貸物件の損害に対する修理費用などを担保するために、賃借人に預けるものです。敷金は退去後に清算され、何もなければ全額返還されます。

▽ 退去後に、高額な原状回復費用の請求を受けた、敷金が返金されない、請求の費用明細が不明確など、困ったときは、一人で悩まずに消費生活相談室にご相談ください。

▽ 契約自由の原則により、原状回復義務を超え負担を求める特約が定まることがあります。

▽ 退去後に、高額な原状回復費用の請求を受けた、敷金が返金されない、請求の費用明細が不明確など、困ったときは、一人で悩まずに消費生活相談室にご相談ください。

みんなのひろば

男女平等社会をめざして

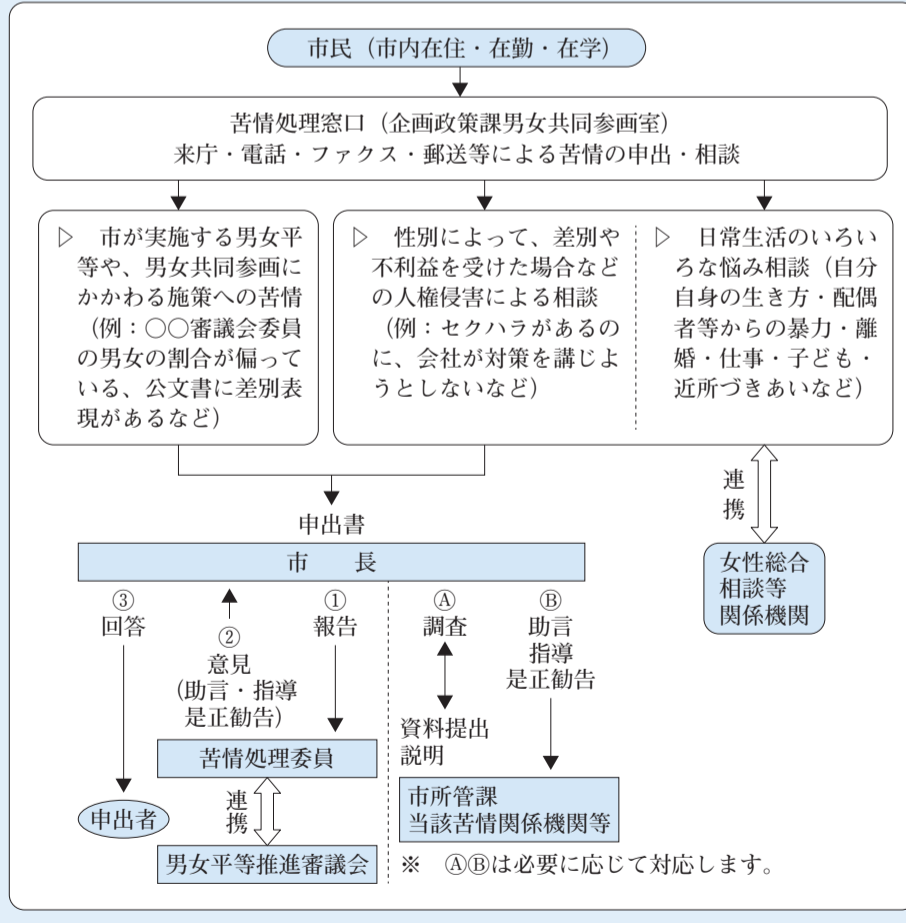
ご利用ください 男女平等に関する「苦情」・「相談」窓口

市が実施している施策に男女差別が見られる場合の苦情や、市民生活を営むうえで差別的な扱いを受けた場合の人権侵害による相談について申し出ができます。

女性総合相談をご利用ください

男性のための悩み相談

男女平等に関する苦情処理のしくみ



問合先 企画政策課男女共同参画室 ☎042-387-9850